

学生の政治運動に関する  
教育行政上の観点とその対策

61-4  
548

1. 現代学生の一般的特質
2. 戦後学生運動の特質
3. 学生運動の発展経過
4. 最近の運動の一般的動向
5. 教育上の問題点
6. 学校当局者の指導方法
7. 教育行政上の対策

昭和27年6月25日

文部省大学学術局

日高 63

1. 現代学生の一般的特質

A 学生が成育せられてきた社会環境

- (1) 現在20才の学生は、日本の戦争体制が強化せられ、極端な軍国主義教育が進展した日支事変から太平洋戦争初期の間にその小学校時代を送つた。
- (2) その中学時代は、軍事訓練の強化と勤労働員のため授業を放棄することが多く、空襲と戦災の惨苦のうち絶えず生命の危険を意識しながら暗黒の町にその少年時代を送つた。
- (3) 十数代にして敗戦を味わい、その高等学校時代は、インフレーションによる家産の倒壊、制度の変革にともなう教科課程の混乱、公然たる非合法の容認せられた経済的急迫などの連続であつた。
- (4) 一切の国家権力は占領軍の統制下におかれ、世界情勢の変転にともなう日本の国際的地位は敗戦後数年にして選択の余地なく一定の方向をとらざるを得なかつた。

B その環境の中で形成せられた特質

- (1) 絶対的權威の崩壊、戦争目的に対する幻滅の悲哀は、学生の上に理念的性格の欠除となつてあらわれ、

国家・社会・学校・学問・政治・規則・秩序

に対する不信・疑惑・無関心となつて残つている。

- (2) 社会的混乱、隣人同胞の利己主義又は裏切り行為、生命維持のための不法行為などをつぶさに見聞したことから、人間の孤立性を痛感し、社会連帯意識の欠除が生まれ、

社会秩序に対する不満・自己保存の切実感を深くうえつけられた。

- (3) 戦争そのものの体験と恐怖の圧迫感からの解放により、直接的な生命の肯定と同時に献身の対象を失つた虚脱感が共存している。

- (4) 占領下の社会情勢により、民族的劣等感とその反作用としての排外感情が顕著に見られる。

## 2. 戦後学生運動の特質

### A 現代学生の一般的特質に由来する要素

- (1) 自己保存の切実感・直接的な生命の肯定から、学生運動は、

学生の手による学生自身の防衛

たることを主たる目標としている。

- (2) 国家・学校・警察その他一切の權威に対する不信・

疑惑から

あらゆる規整作用の排除

を学生自治の目標としている。

- (3) 戦争の記憶、国際政治の緊迫感、社会秩序に対する不満などと民族的劣等感への反ばつ感情から、

既存政治勢力への反逆

を主たる傾向としている。

### B 社会的条件に由来する要素

- (1) 国際的政治闘争勢力の一貫した指導により

国内的又は国際的な組織活動

として、その効果を直接政治に反映させようと意図している。

- (2) 戦前の優秀な学生自治の伝統と隔絶せられたため、

民主的な自治活動の能力の欠除

が一般学生に見られ、同時に新制大学教官側に積極的な学生指導を与える体制が熟していなため、

少数リーダーの独善的指導

に一任して、多数学生は、その追従者となるか傍観者となるかのいずれかにすぎない状態である。

## 3. 学生運動の発展経過

A 組織発展期（昭和20-22年）

(1) 占領後の言論集会結社の自由、政治犯釈放などの情勢下に、各大学、高校に自治会、社会科学研究会などが急速に発展した。20年のうちに

京都学生連盟、都下学生連絡会議、九州学連が、21年には、

東大青年共産党細胞、関東・関西学生政治協議会が、

22年には、

関東学生自治連、関西学生自治連、東北学生自治連、東海学生自治連、国立大学学生自治連が結成せられた。

(2) この期間の主な活動は、

学内における教官追放運動、学生による生活援護運動、在外同胞救出運動

などで、大学単位による活動が中心であつた。

B 活動才一期（昭和23-25年）

(1) 23年国立大学地方移譲反対、授業料値上反対などをかかけて教育復興闘争が始まり、6月全国的に100校以上の学校が、日ストライキを行つた。9月に全学連が結成大会を行つた。

(2) 24年2月全学連は教育防衛闘争を決議し、大学法案反対の日ストが続発し、その処分反対の闘争が展開せられた。9月イールズ声明が反響を呼ぶ。

(3) 25年1月全学連は国際学連に参加、5月レッドパージ反対闘争を中心として、東北大、北海道大にイールズ事件、各地にストライキが発生した。参加約30校。5月30日皇居前広場で米兵殴打事件起る。9月東大・早大・法政大などを中心として各地に試験ボイコット続発、百数十名の退学処分が行われた。このころ日共内部に分裂対立を生じ、青年祖国戦線と反戦学生同盟に分裂を生じた。

(4) この期間は、主として大学の学生教官に直接関係のある目標をかかけて、全国的な規模の反対闘争を発展させる方向をとつているが、次第に占領政策反対の政治的色彩が濃厚になつてきた。

C 活動才二期（昭和26年-現在）

(1) 26年当初講和条約締結を予想せられるころから、学生活動は、条約反対、平和擁護闘争に集中せられ、条約反対請願、米人講師排斥などの運動を展開し、不許可学生大会、授業ボイコットなどが、東大・北大・名大・横浜国立大などで行われた。

(2) 条約調印後は10月自治会代表者会議が行われ、  
条約批准反対、再軍備反対を中心に、名大・九大・  
大阪市立大・京大などで抗議集会やストライキ決議  
が行われ、国会請願デモが、都学連によつて行われ  
た。

(3) 26年11月京大行幸に際して事件起る。

(4) 27年当初全学連内部における共産党両派の抗争  
が終結し、再軍備徴兵反対、反植民地闘争の目標を  
かけて1月国会請願デモ、2月才一東大事件、3  
月北大事件、4月破防法反対デモ・才二東大事件、  
5月メーデー騒乱事件・愛知大事件・早大事件が統  
発している。

(5) この期間は、明確に政治的目的を持つた組織的活  
動により全国的に統一戦線を形成しようとしている。

#### 4. 最近の運動の一般的動向

##### A. 全学連の活動方針

- 1) 26年8月全学連は新しい事態に対応して、(1)平和と被  
害のための闘い、(2)経済的要求のための闘い、(3)民主的  
権利擁護の闘い、(4)文化斗争の四方針を確立し、27年  
4月破防法反対のゼネストを決議し、4月14日全国に  
指令を発した。
- 2) つねに共産党・労作者・朝鮮人と公然たる共同戦線をほ  
り、対警察抗争に最も尖鋭な動きを見せている。
- 3) 次官通達を逆用し、警察行為をつとめて学内に誘導し、  
大学の自治・学問の自由の問題に結びつけて知識人・教  
員・一般学生に反政府意識を高めようとしている。
- 4) 従来平静であった大学又は教員養成の大学及び学部に関  
権力斗争を拡大しようとしている。
- 5) 25年9月ごろから大阪で、26年には東京都で、高校  
自治会代表者会議を組織し、次に大学学生との共同斗  
争に組織動員する効果をあげている。

##### B. 全学連の統制効果

破防法反対のため4月28日以後5月1日、5月30日、  
6月10日、6月17日を中心とする全学連の斗争指令  
が実際に行われたのは、次の程度である。

1) 4月28日——参加学生数約2,500名

東京都：東大にて抗議集会1,500(東大280, 東大  
教養374, 明大71, 中央法政40, 早大30 外大  
280, 都立大80)

地 方：岡山大100抗議集会学内デモ, 東北大50 街議  
署名運動, 大阪府学連400抗議集会市内デモ,  
京大500抗議集会

2) 5月1日——参加学生数約7,000名

東京都：神宫外苑参加2,400(東大300, 東大教養  
130~200, 早大120~400, 中央大300~400,  
明大100~200, 工大200, 慶大150, 一橋大  
100, 外大150, 立教大50, 教育大60, 経済大  
100)

地 方：岡山大230デモ, 広島大90デモ, 東北大100デモ,  
名大300デモ, 同志社大500デモ, 阪大60デモ,  
宮崎大400デモ, 京大立命大その他2,500, 横  
浜国立市立300

3) 5月30日——参加学生数約4,000名

東京都：東大・早大・明大等560

地 方：大阪扇町公園抗議大会1,200(大阪外大80,  
阪大300, 大阪市大100, 浪大関西学院大大阪

経大等700)

東北大500集会デモ、北大800、静岡大190、  
同志社大30、九大290、横浜国立大200、名大  
120

4) 6月4日

全京都学生決起大会約4,000名(京大700、同志社  
大1,500、京都学芸大500、その他)

5) 6月10日 — 参加学生数 約5,000名

東京都: スト校内集会(東大充足不足解散、東大教養  
1,000、都立大200、明大200、  
お茶の水大440、早大70)

早大全都抗議集会2,500(東大150、東大教養  
1,500、外大150、都立大120、  
中央大120、早大350、教育大  
70、お茶の水大12)

地 方: 宮崎大840スト、名大350デモ、信州大350抗  
議集会、

6) 6月17日 — 参加学生数 約5,000名

東京都: スト抗議集会(東大教養150、外大300、早大  
130、工大200、教育大300、学  
芸大400、一橋大250)

東大全都抗議集約3,200(東大500、東大教養

300、新大1100、日  
大500、学芸大200、  
外大300、工大300、  
法大100、明大41、  
歯科医大150、お茶の  
水30、中大190、朝鮮  
人高校中学生200)

地 方: 大阪外大100署名運動、信州大300デモ、熊本  
大300スト、宇都宮大400集会

### C. 運動の状況

1) 各大学とも運動の中心的役割をつとめる学生は次第に  
固定しており、スト・抗議集会・デモに参加する学生数の全  
学生数に対する比率は大体次の範囲内である。

東大	4 ~ 10%	早大	0.5 ~ 4%
東大教養	3 ~ 20%	都立大	5 ~ 13%
東京外国語大	10 ~ 20%	中央大	1 ~ 4%
明治大	0.5 ~ 1.5%	教育大	2 ~ 10%
法政大	1 ~ 2%		

2) 全国概況として運動に主として参加する学校数及び学  
生数は大体次のとおりである。

々単制大学 223校中 約54校 (25%)

〃 381,500名中 約2,000~5,000名(1~1.5%)

## 5. 教育上の問題点

### A. 学生の政治活動禁止に反対する学生の理論的根拠

#### 1) 学生を未成熟者と見なす観点に対して、

学生の多くは社会人として選挙権を与えられており、一般社会人の平均以上の智的判断力を有し、社会的矛盾に敏感であることは未熟とする根拠にならない。

#### 2) 教育の政治的中立性維持の立場に対して

大学が政治の圏外にあることは、かえって政治的圧力に抗して中正を守る力を失わせ、研究教育の遂行さへ困難な事態におちいる。社会の動きに直接貢献できない真理の探究は観念の遊戯にすぎない。

#### 3) 合法的秩序維持の立場に対して、

現在の制度秩序を維持することだけから社会的矛盾を解決する力が生まれるはずはない。合法的秩序の立場は、むしろ現状維持の保守的な政治的立場に加担するのであつて、政治的中立ではない。

### B. 教育者が学生の政治運動を見る観点

1) 学生は過去の社会環境の中において、現代的な一般的特点をもつように育成せられてきた者である。

2) 学生は政治的危機と社会的矛盾に対する誠実な憂慮と焦燥をその根柢にもつていものである。

3) したがつてその正義感を否定することなく、その実践方法の正当でないことを本人に認識せしめる以外に真の解決方法は存在しない。

4) 学則違反・法律違反を結果として生じても、破廉取罪に対する処罰と同様な方法だけでは、その本人を救うことは不可能であり、かえつて対立硬化して偏向を増大せしめる場合が多い。

5) 中心となる学生の運動方法には賛成しないが、その主張は大多数の学生に訴えるものを持つているとき、一部学生の形式的な反則を処罰することが、多数学生には、その主張そのものを学校が否定したようにとられ易く、もし学校がこのように誤解せられて、学生の信頼を失つた場合にはもはや教育は成立しない。

6) 学園内において政治的偏向を示す者を排除することは困難を社会に転嫁するばかりで、社会に送り出す前に、能う限りの指導と訓育によつてこれをみずから是正し得る人間に近づける努力をはらおうと努めている。

7) 教育は教官と学生の相互の信頼感を基盤として成り立つものである限り、教官が学生全般に犯罪非行を最初から予想した態度をもつて臨むことは不可であり、学生を信頼し、若干の試行錯誤を経て、結果的にその非を本人に自覚せしめる余裕が与えられなければならない。

### C. 学生の心理に対する理解

心理学的に人間の有する基本的な欲求がつぎのように圧迫阻害せられ、その代償作用としてあらわれる各種の現象を次のように理解することができる。

#### [ 阻害の状況 ]

##### 1) 生活原理に対する欲求

理念的性格の欠除にともなう教育・学問・政治への不信感、人間性に対する幻滅感、未来に対する見通し困難さなどがこの原理欲求を阻害し焦燥感を作り出す。

##### 2) 安全感に対する欲求

戦争の圧迫感、生活困難の不安感がこれを阻害している。

##### 3) 集団への所属と集団による容認の欲求

新制大学の伝統未熟のため、学生間、学生教官間の人間関係は疎遠になり、この欲求を阻害している。

##### 4) 愛情の欲求

情味ある交友を作る機会も施設も極めて乏しく、この欲求を阻害している。

#### [ 代償作用の発現 ]

1) 生活原理追求の代償作用として、革命的行動への衝動が生まれる。

2) 安全感追求の代償作用として、兇暴な破壊的衝動が生まれる。

3) 集団に対する欲求の代償作用として、同志的党派的な団結運動が生じる。

4) 愛情の欲求の代償作用として、反対者に対する極端な憎悪感が生まれる。

したがって、この指導は、基本的な欲求を大学の教育環境の中で満足させる方途を講ずる以外にない。

### 6. 学校当局者の指導方法

#### A. 法的秩序維持に關する措置

1) 学内集会その他は事前に学校の許可を求める手続を要し、学問的研究討議以外は不許可の方針をとっている。

(すべての大学)

2) これを無視する行動は「告示」を以て警告し、強行す



る学生は物的確証を作つて退学・停学の処分を付している。(東大・早大ほか)

3) 自治会委員改選・解散の命令を出す場合もある。(京大・岡山大)

4) 集会主催者に厳格な誓約書を作らしめ、目的の逸脱を行った場合の責任を明らかにしている。(東北大)

#### B. 学生に対する説得

1) 学生代表者に対し、補導教官が全力をあげて非合法活動の制止に努めている。(すべての大学)

2) 教官が全学生とともに集会討議を行い、その偏向を防止する努力をしている。(都立大、東大、学芸大、東北大)

3) 学長が学生大会にのぞんで説得を行っている。(宇都宮大)

4) 教授会が意見書を全学生に配布して不法決議の反省を求める措置をとっている。(東大、東大教養学部)

5) 被検等学生の身元引受をなし、教官が個人的指導をなしている。(阪大、東北大)

#### C. 紛争防止の措置

1) 予想される争態により各大学に情報を刻々通報し、学生が大学外に出かける場合には補導教官が先行して争

態の拾収につとめている。(東北大・横浜国立大・早大・工大)

2) 事前に警察と諒解をつけ、紛争を回避している。(広島大・岡山大・東北大・早大・阪大・宇都宮大)

3) 少数の主動者から一般追従者を切離すことにより、次第に集会数を減少せしめることに成功している。(東大・早大・東大教養学部・都立大)

### 7. 教育行政上の対策

#### A. 当面の処置

1) 「集団示威運動等の秩序保持に関する法律案」「破壊活動防止法案」制定後の全般的な学内秩序維持上の問題について、治安当局と協議連絡する準備を行っている。

2) 全国的な学生運動の情報収集伝達の機能を整備強化しようとしている。

3) 各大学補導部の組織・運営及びその人的構成の改善に努力している。

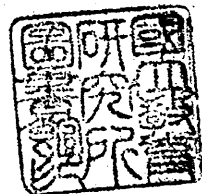
#### B. 根本的な対策

1) 学生補導を学向的な専門分野として確立し、これに関する研究と専門技術の発達普及のため具体的な企画を行

っている。

2) 学生補導の観点と学生に対する厚生援護の観点とを総合して大学における正課外の教育環境の整備改善を促進する協議会が近く発足する予定である。

3) 全学連以外に、学生の正当な政治的関心を民主的な手続によって表明せしめ、これに効果的な収穫を期待し得るような方途を実現しようとしている。



VI-522